

令和5年度版

幼稚園入園のてびき

兼 重要事項説明書

保育園

0・1・2歳児用



本 巢 市

幼稚園(保育園)入園について

1. 幼稚園とは

市内すべての幼稚園と保育園は、幼稚園として運営しています。

3歳児未満……………保育園

3歳児 }
4歳児 } ……………基本的に幼稚園形態
5歳児 }

幼稚園とは幼稚園と保育園を一体的に運営する施設の名称です。例えば根尾幼稚園は、根尾幼稚園と根尾保育園の2園からなります。

2. 保育園とは

保育園は、保護者のみなさんが働いていたり、病気などのため家庭において必要な保育を受けることが困難である（保育が必要である）お子さんをお預かりして保育する、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

したがって、「集団生活を体験させるため」や「弟妹に手がかかるため」という理由などでは入園の対象にはなりませんので、ご注意ください。

3. 保育の実施基準について

保育園への入園ができるのは、本巢市の住民で、児童の保護者が次のいずれかの事情にある場合です。なお、児童と同居している保護者以外の親族（例：祖父母・おじおば）で、保育を実施する時点において65歳以上の方は、保育にあたることが出来ない方と判断します。

- ① 1月において、60時間以上労働（日常の家事以外の仕事）をすることを常態としていること。
 - ② 妊娠中であるか、または出産後間がないこと。
（入園期間は、原則として出産予定月の前後各2ヶ月とします。）
 - ③ 疾病、負傷または心身の障害のため保育をすることができないこと。
 - ④ 同居の親族（長期間入院などをしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
 - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。（入園期間は、災害救助法の定義により床上浸水以上半壊までは6ヶ月、全壊については1ヶ年とします。）
 - ⑥ 求職活動を継続的に行っていること。
（入園期間は、2ヶ月とします。）
 - ⑦ 就学又は職業訓練を受けていること。
 - ⑧ 児童虐待や配偶者からの暴力のおそれがあり、保育を行うことが困難であること。
 - ⑨ 育児休業をする場合であって、保護者の育児休業に係る子ども以外の子どもが現に保育園を利用しており、その育児休業の間、保育所を引き続き利用することが必要であると認められること。
- ※ 既に入園している児童について、発達上環境の変化に留意する必要がある場合や、保護者の健康状態により家庭においてその園児を保育できない場合、産休から育休に切替後1年で復帰する場合など、個々のご家庭のご事情により継続利用が必要であると認められる場合は、申立書などにより継続利用が認められます。ただし、育児休業中の場合であっても、その園児を家庭で保育することができる場合は、保育の実施基準に該当しません。
- ⑩ 上記に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

4. 入園の承諾について

児童の家庭を中心にして、保育が必要であるかを保育の実施基準から判断して入園を承諾します。

入園希望者が保育園の定員を超えた場合は、お子さんの保育を必要とする理由によって、入園すべき必要性の高いお子さんから順次入園を決定します。

保育の必要性の順位は、本巢市保育所の入所に関する取扱要領にある本巢市保育の必要性の認定基準表（11ページ）により、保護者の実施指数を合算し、指数の高い順から入園していただきます。

ただし、以下の場合については、本巢市保育園入園優先利用加算表（12ページ）の指数を加算することにより、優先入園とします。

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVの恐れがある場合など社会的養護が必要である場合
- ⑤ 子どもが障害を有する場合
- ⑥ 育児休業明け
- ⑦ 既に在園している児童で、継続して入園を希望する場合
- ⑧ 既に在園している兄弟姉妹がいる児童で、同一の園への入園を希望する場合
- ⑨ 兄弟姉妹が同一の園の利用を希望する場合
- ⑩ 小規模保育事業等の卒園児童

第1希望の保育園に入園できない場合は、第2希望、第3希望の保育園へ入園していただくか入園をお待ちいただくこととなります。

入園を希望する保育園名は、第3希望の保育園まで必ずご記入ください。

5. 途中入園申込について

5月1日以降の途中入園を希望される場合は、入園希望月の前月1日（市役所閉庁日の場合は、翌開庁日）から15日（市役所閉庁日の場合は、前開庁日）まで入園申し込みを受付します。入園は原則として月の初日からとなります。



6. 保育料について

通常保育料は、入園児童と世帯・生計を同じくする父母（ただし、生計の主宰者が父母以外の場合は主宰者）の市町村民税課税状況で決定します。

市町村民税は、毎年6月に賦課決定がなされるため、直近の所得状況を保育料の額に反映させる観点から、年度の途中において保育料の変更を行います。

4月から8月分保育料・・・前年度分の市町村民税額にて決定します。

9月から3月分保育料・・・当年度分の市町村民税額にて決定します。

（「保育料基準額表」（14ページ）を参照ください。）

※ 父母の収入が一定の基準に満たない場合などで、児童の祖父母と同居している場合は、家計の主宰者との合算となります。

4月から8月分の「保育料決定通知書」は4月下旬に発送を予定しています。

9月から3月分の「保育料決定通知書」は9月中旬に発送を予定しています。

長期間欠席をされても、在籍されている場合は保育料を納めることとなりますので、ご注意ください。

延長保育料は、30分の延長につき、月額300円です。「延長保育申込書」に記入された時間にて毎月通常保育料と同日に振替させていただきます。

延長保育を利用されなくなった場合や利用時間を変更される場合は、必ず申込書又は実施解除届を保育園へ希望月の前月の10日までに提出いただきますようお願いいたします。申し込みをされた期間中で延長保育を利用されなかった場合や、申し込みをされた時間より早く保育が終了しても、申し込みをされた期間・時間分の延長保育料をいただきます。

7. 保育用品について

園での生活に必要な出席ノートなどを準備していただく必要があります。詳細は園ごとの入園説明会にてお知らせいたします。

（必要用品の参考価格）

出席ノート、名札、おたよりファイル など 1,500円程度

カラー帽子 800円程度

その他必要な用品などがある場合は、園よりお知らせいたします。

8. 申し込みに必要な書類について

入園申し込みをされる場合は、下記の書類をご提出（ご提示）いただきます。

- ①保育園入園申込書兼児童台帳
- ②施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
(既に教育・保育給付認定を受けている場合は、支給認定証を提示してください。)
- ③就労（予定）証明書または保育の実施申立書（詳細は下記に記載）
- ④世帯全員分のマイナンバーカード（又は通知カード）（記載の住所、氏名が住民票と一致するもの）
- ⑤運転免許証などの本人確認書類
- ⑥4月～8月入園申込希望の場合で、前年1月1日時点で本巣市に住民登録のなかった方は、前年度所得課税証明書又は前年度市町村民税課税通知書の写し（転入前に入園申込をした方のみ）
- ⑦9月以降入園申込希望の場合で、当年1月1日時点で本巣市に住民登録のなかった方は、当年度所得課税証明書又は当年度市町村民税課税通知書の写し（転入前に入園申込をした方のみ）

状況証明書について

家庭において保育することができないことを確認するため、児童と同一世帯全員（父母及び65歳未満の祖父母など）について「就労（予定）証明書」または「保育の実施申立書（就労以外の理由で保育が必要である場合）」が必要になります。

（同居の親族（祖父母などの65歳以上の方）については、上記の書類は不要です。）

| 提出書類等 | |
|---|---|
| 家庭外・内で仕事をしている場合 | 父母、祖父母（65歳未満の方）等、同一世帯全員の就労（予定）証明書（証明欄に証明済みのもの） |
| 下記に該当する方は、必要書類とあわせて「保育の実施申立書」を提出してください。 | |
| 母親の出産 | 母子健康手帳（表紙と出産予定日の分かるページ）の写し又は出産証明書 |
| 疾病・障がい等 | 疾病：医師の診断書（加療見込期間、乳幼児保育不可能と診断されたもの）。障がい等：障害者手帳等の写し |
| 同居親族の介護又は看護 | 介護又は看護を要する証明書（医師の診断書（加療見込期間、看護人が必要と診断されたもの）） |
| 家庭の災害 | 災害の内容がわかる証明書等 |
| 求職活動 | ハローワークが発行するハローワークカードの写し（入園後2ヶ月以内に就職を証明する就労（予定）証明書の提出が必要です。） |
| 就学・職業訓練 | 在学証明書、学生証又は受講者証等及び教育課程、受講課程等の写し |

※ 入園申し込み以降、変更が生じた場合は必ずその都度申し出をしていただき、就労証明書等の再提出をお願いします。

9. 保育園の名称、定員、所在地、及び職員配置について

| 保育園名 | 定員 (3歳未満児) | 所在地 | 電話 | 保育年齢 |
|--------|---------------|----------------|-----------------------|--------|
| | | | 職員配置※ (R4.4.1予定) | |
| 根尾保育園 | 12名 | 本巣市根尾高尾775番地1 | 0581-38-8037 | 満1歳～ |
| | | | 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1 | |
| 本巣保育園 | 50名 | 本巣市曾井中島1429番地2 | 0581-34-5011 | 満1歳～ |
| | | | 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1 | |
| 神海保育園 | 12名 | 本巣市神海459番地1 | 0581-32-5021 | 満1歳～ |
| | | | 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1 | |
| 糸貫東保育園 | 50名 | 本巣市石原39番地1 | 058-323-6622 | 満10ヶ月～ |
| | | | 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1 | |
| 糸貫西保育園 | 50名 | 本巣市見延698番地 | 058-322-0015 | 満1歳～ |
| | | | 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1 | |
| 真正保育園 | 50名 | 本巣市下真桑443番地2 | 058-324-8323 | 満1歳～ |
| | | | 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1 | |
| 真桑保育園 | 40名 | 本巣市下真桑178番地1 | 058-323-0524 | 満1歳～ |
| | | | 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1 | |
| 弾正保育園 | 44名 | 本巣市政田2206番地 | 058-324-5518 | 満1歳～ |
| | | | 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1 | |

※職員配置について、この他嘱託医（内科医・耳鼻科医・眼科医・歯科医）が各園に4名配置されています。また、保育士の配置については、入園児数に対して法令に規定される最低必要人数以上が配置されます。

10. 職員の職務内容について

職員の職務内容は次のとおりです。

- ① 園長
保育園の業務を掌理するとともに、職員を指揮監督し、庶務及び会計事務に従事する。
- ② 副園長（副園長の配置がない場合は主任保育士）
園長を補佐し入園児童の保育業務に従事する。
- ③ 保育士
入園児童の保育業務に従事する。
- ④ 用務員
園長、副園長及び保育士の業務の補助及び給食に関する業務に従事する。
- ⑤ 施設事務員
園内の事務及び雑務業務に従事する。
- ⑥ 嘱託医
入園児童の健康管理業務に従事する。

11. 保育園の通園区域について

| 保育園名 | 区 | 域 |
|--------|--|---|
| 根尾保育園 | 根尾地域の全域 | |
| 本巣保育園 | 東川原、辻屋、中島、法林寺、西之門、中谷、武備、宝珠、上新町、新町、南当門団地、宝珠ハイツ、文殊団地、徳山団地、山口、向道、西川原、川西、向野社宅、南原ハイツ、雇用促進住宅 | |
| 神海保育園 | 日当、金原、佐原、神海、木知原、木倉、川内 | |
| 糸貫東保育園 | 上保、郡府、北野、春近、石原、三橋、仏生寺 | |
| 糸貫西保育園 | 石神、上高屋、長屋、見延、数屋、有里、随原、屋井、七五三、早野 | |
| 真正保育園 | 本郷、西町、北町、旦内北、旦内南、岐阜高専宿舎、緑町、東町、南町、大門、神明、住吉、曲り田 | |
| 真桑保育園 | ハツ又、プログレス真正、西軽海、軽海、十四条、管大臣、宗慶、サンハイツ小柿、田中ガーデン、小柿 | |
| 弾正保育園 | 東村、政田更屋敷、清水、国領、竹後、溝口、下福島、温井、浅木、あさぎ苑、浅木北町、海老、天神前住宅、真正団地 | |

※ 本巣市教育委員会が特に必要と認めた場合は、区域外への入園もできます。（「お友達が希望する園に入園しているから」などの理由では認められません。）

12. 保育時間について

《通常保育》

| | |
|--------|--------------|
| 保育標準時間 | 8:00 ~ 19:00 |
| 保育短時間 | 9:00 ~ 17:00 |

※保育標準時間・保育短時間の区分については、「施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定申請」により、保育の必要量を判断し、「教育・保育給付認定」を行い決定します。

※保育標準時間認定を受けたお子さんについても、午前9時以前または午後5時以降の保育を必要とされる場合は、「延長保育申込書」の提出をお願いします。

《延長保育》

勤務・通勤時間の都合などで通常保育時間内に送迎ができない場合は、延長保育を受けることができます。なお、希望児童が多い場合はお待ちいただく場合があります。

| | |
|------------|--------------------|
| 保育標準時間認定児童 | 早朝保育 7:30 ~ 8:00 |
| 保育短時間認定児童 | 早朝保育 7:30 ~ 9:00 |
| | 薄暮保育 17:00 ~ 19:00 |

※ 延長保育は30分毎での申し込みです。

※ 延長保育を希望される場合は、毎年度、保育園へ事前に「延長保育申込書」（父母の就労などの証明があるもの）の提出が必要となります。

※ 糸貫東保育園の0歳児の延長保育は、1歳の誕生月の翌月からご利用いただけます。



13. 土曜保育について

土曜日の保育については、地域にて1園を開所し実施いたします。

| 保育実施園 | 対象児童 | 開所時間 |
|--------|----------------------|---|
| 根尾保育園 | 根尾保育園の園児 | 7:30~17:00 (当日の利用希望が無い場合は、上記の時間内であっても閉園いたします。) |
| 本巣保育園 | 本巣保育園・神海保育園の園児 | |
| 真桑保育園 | 真正保育園・真桑保育園・弾正保育園の園児 | |
| 糸貫西保育園 | 糸貫西保育園・糸貫東保育園の園児 | |

利用を希望される場合は、保育園へ事前に「延長保育申込書」（父母の就労などの証明があるもの）の提出が必要となります。

- * 保育園は日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は閉所します。

《園での生活のながれ》

| 時間 | 保育内容 |
|-------------|-----------------------------------|
| 7:30~ | 早朝保育（自由あそび） |
| 9:00~ | 順次登園・健康視診・持ち物の片付け なかよし遊び |
| 10:00~ | おやつ |
| 10:30~ | クラスでの遊び |
| 11:30~ | 給食の準備・給食・給食の片付け |
| 12:30~ | 午睡 |
| 15:30~ | 降園準備・順次降園（保育短時間児童）・おやつ |
| 17:00~19:00 | 自由あそび・順次降園 (保育短時間児童については、延長保育) |

- * 上記については、園での生活の概略を示しています。午後のおやつの時間など、園によってながれは異なりますので詳しくは園にお尋ねください。

14. 広域入所について

本巢市に住民票がある方で、保護者の勤務の都合などにより本巢市の保育園への通園が不可能なときは、本巢市外の保育園へ月単位での入園が可能です。ただし、父母どちらかの勤務地が当該の市町にあり、勤務時間の都合で、本巢市内の保育園の保育時間内に送迎ができない児童に限ります。なお、受入市町の事情・受入基準などにより、希望に添えない場合があります。

保育料の支払先は、私立保育所に広域入所した場合は本巢市、公立保育所や公立認定こども園に広域入所した場合は受け入れ市町村となります。また、私立認定こども園や小規模保育所に広域入所した場合は、受入先施設となります。

15. ならし保育について

乳幼児は急激な環境や生活の変化に適応しにくいものです。分離不安、情緒不安、恐怖心、心身の疲労を柔げ、徐々に集団生活に慣らすため、入園式後7日間程度、ならし保育を実施します。新入園児のみ実施しますが、お子さんの状況により実施期間は異なることがあります。

16. 給食について

3歳未満児のお子さんは、主食代・副食代ともに通常保育料に含まれます。

食物アレルギーのある場合や離乳食であるため、給食が食べることができない場合については、必ず園にご相談ください。

17. 児童の送迎について

3歳未満児のお子さんは、保護者の方による送迎をお願いします。

18. 「災害共済給付制度」加入について

入園児童は全員、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付保険」に加入していただきます。この制度は、保育園において児童が不慮の事故などにより負傷したときに災害給付金を給付する制度です。

加入に伴う掛金については、児童1名につき年額365円（市負担額155円・保護者負担額210円）です。

（日本スポーツ振興センター規則の改正により額の改定が行われる場合があります。）

途中入園の児童で、他の保育園から転園をされる場合は、転園前の園名を入園申込書にご記入ください。転園前の保育園で当共済保険に加入されている場合は、新たに加入の必要はありません。

※年1回5月（園によって時期は異なります）口座振替します。JAぎふでの口座登録をお願いします。（口座名義人はどなたでも可）

19. 緊急時の対応について

保育中のお子さんの体調の急変などの緊急時には、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行いますので、入園決定後、園に提出していただく児童調査票には必ず複数の緊急連絡先及びかかりつけ医のご記入をお願いします。

20. 非常災害対策について

保育園では次のとおり非常災害に備えています。

- ①消火設備、避難設備及び警報設備について、常に使用できるように整備しています。
- ②防災設備、火気取扱場所等の定期的な点検を行っています。
- ③命を守る訓練を、月に1回以上行っています。
- ④非常災害に対処するための体制を整えています。
- ⑤各室ごとに火気取扱責任者を定めています。

21. 虐待の防止のために

保育園は、お子さんの人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者を設置するなどの必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、虐待防止のための研修を実施するなど、職員の意識向上に努めています。

22. お問い合わせは・・・

本巢市役所（真正分庁舎）教育委員会 幼児教育課 幼児教育係
〒501-0494 本巢市下真桑1000番地
TEL (058) 323-7753
FAX (058) 322-2130

本巢市保育の必要性の認定基準表

| 保育の実施基準 | | 保護者の状況 | | | |
|-------------|-----------|---|---|------------------------------|------|
| 類型 | | 細目 | | 適用 | 実施指数 |
| 就労 | 家庭外 | 外勤 | 常勤 | 事業所に常時雇用されているもの | 9 |
| | | | パート アルバイト | 時給、日雇等の雇用形態で常勤と比較して労働時間が短いもの | 7 |
| | | 自営 | 本人（中心者） | 主たる従事者であるもの | 9 |
| | | | 家族（協力者） | 父等主たる従事者に協力して従事しているもの | 7 |
| | | 農業 | 本人（中心者） | 主に農作業に従事しているもの | 9 |
| | | | 家族（協力者） | 父等主たる従事者に協力して農作業に従事しているもの | 6 |
| | 家庭内 | 自営 | 本人（中心者） | 主たる従事者であるもの | 8 |
| | | | 家族（協力者） | 父等主たる従事者に協力して従事しているもの | 6 |
| | | 内職 | 居宅内の労働で製造・加工等に従事しているもの | 5 | |
| | 出産 | 出産 | | 出産予定月の前後各2月の内、必要な期間 | 7 |
| 療養・障害等 | 療養 | 疾病入院 | 疾病等のため入院を必要とするもの | 10 | |
| | | 臥床 | 疾病等のため臥床を必要とするもの | 10 | |
| | | 一般療養 | 医師が加療（安静）を要すると診断したものの | 7 | |
| | 障害等 | 重度の障害等 | 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、要介護認定3から5に該当する程度であるもの | 10 | |
| 中度及び軽度の障害等 | | 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B以下、介護認定1・2に該当する程度であるもの | 7 | | |
| 同居親族の介護又は看護 | 入院付添 | | おおむね1月以上同一世帯の親族の入院付添にあたっているもの | 7 | |
| | 居宅内介護又は看護 | | 親族の居宅内療養等介護にあたっているもの | 7 | |
| | 居宅外介護又は看護 | | 親族の居宅外療養等介護にあたっているもの | 6 | |
| 家庭の災害 | 家庭の災害 | | 火災、風水害等で家屋が失われ復旧にあたるもの | 10 | |
| 求職活動 | 就労先未定 | | 入園後就職先を探すもの | 4 | |
| 就学等 | 就学又は職業訓練 | | 就学中、又は職業訓練を受けているもの | 7 | |
| 児童虐待等 | 児童虐待又はDV | | 児童虐待又はDVのおそれがあると認められるもの | 10 | |
| 育児休業 | 育児休業 | | 育児休業取得時に既に保育を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められること。 | 4 | |

本巢市保育園入園優先利用加算表

| 優先利用事由 | 加算指数 |
|--|-------------|
| ひとり親家庭 | 1.5 |
| 生活保護世帯 | 1.5 |
| 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 | 1.5 |
| 虐待やDVのおそれがある場合、その他社会的養護の必要性がある場合 | 1.5 |
| 子どもが障害を有する場合 | 1.5 |
| 育児休業明け | 2 |
| 入園申込み時点で既に在園している兄弟姉妹がいる児童で、同一の保育所等の利用を希望する場合 | 2 |
| 兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合 | 2 |
| 入園申込み時点で既に在園している児童で、継続して入園を希望する場合 | 1.5 |
| 小規模保育事業等の卒園児童 | 2 |
| その他市長が特に必要と認める場合 | 市長が必要と認める指数 |

※ひとり親世帯の場合は、保護者の実施指数に2を乗じて得た指数とし、ひとり親世帯以外の世帯の場合は、父母それぞれの実施指数を合算する。実施指数及び優先利用事由の加算指数の合計により、指数の高い順から入園する。ただし、順位が同一である場合は、その家庭の経済状況の低い方を上位とする。

※複数の優先利用事由に該当する場合は、それぞれの指数を合算する。ただし、「入園申込み時点で既に在園している兄弟姉妹がいる児童で、同一の保育所等の利用を希望する場合」に該当する場合は、「兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合」の加算指数を合算しないものとする。

令和5年度 保育園保育料納期限一覧表

保育料は、口座振替でお願いします。(口座振替日前には、必ず口座残高を確認してください。)

振替日は、当該保育月の翌月10日です(3月分についてのみ、当月の末日を納期限とします。)が、その日が金融機関休業日(土、日、祝祭日)にあたる場合は、その翌営業日となります。

| 月 別 | 種 別 | | 納 期 限 (口座振替日) | 曜日 | 備 考 |
|------|-----|-------|------------------|----|-----|
| 4月分 | 保育料 | 延長保育料 | 令和5年 5月10日 | 水 | |
| 5月分 | // | // | 令和5年 6月12日 | 月 | |
| 6月分 | // | // | 令和5年 7月10日 | 月 | |
| 7月分 | // | // | 令和5年 8月10日 | 木 | |
| 8月分 | // | // | 令和5年 9月11日 | 月 | |
| 9月分 | // | // | 令和5年10月10日 | 火 | |
| 10月分 | // | // | 令和5年11月10日 | 金 | |
| 11月分 | // | // | 令和5年12月11日 | 月 | |
| 12月分 | // | // | 令和6年 1月10日 | 水 | |
| 1月分 | // | // | 令和6年 2月13日 | 火 | |
| 2月分 | // | // | 令和6年 3月11日 | 月 | |
| 3月分 | // | // | 令和6年 4月1日 | 月 | |

【保育料口座振替取扱い金融機関】

◎大垣西濃信用金庫 ◎岐阜信用金庫 ◎大垣共立銀行 ◎十六銀行
◎岐阜商工信用組合 ◎ゆうちょ銀行 ◎ぎふ農業協同組合 ◎三菱UFJ銀行

☞ 『口座振替依頼書』は振替希望先の金融機関へ提出してください!

保育料基準額表

| 各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分 | | 本業市の徴収金基準額（月額） | |
|--------------------------|------------------------------|----------------|---------|
| 階層 区分 | 定 義 | 3歳未満児 | |
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 1 | 生活保護法による被保護世帯 | 0円 | 0円 |
| 2 | 市町村民税非課税世帯 | 0円 | 0円 |
| 3 | 市町村民税課税世帯 (均等割の額) | 6,800円 | 5,000円 |
| 4 | 市町村民税課税世帯 所得割額 48,600円未満 | 8,300円 | 6,500円 |
| 5 | 市町村民税課税世帯 所得割額 60,000円未満 | 10,600円 | 8,800円 |
| 6 | 市町村民税課税世帯 所得割額 97,000円未満 | 13,500円 | 11,700円 |
| 7 | 市町村民税課税世帯 所得割額 169,000円未満 | 21,500円 | 19,700円 |
| 8 | 市町村民税課税世帯 所得割額 301,000円未満 | 34,000円 | 32,200円 |
| 9 | 市町村民税課税世帯 所得割額 397,000円未満 | 39,900円 | 38,100円 |
| 10 | 市町村民税課税世帯 所得割額 397,000円以上 | 51,800円 | 50,000円 |

【備 考】

- ① 保育料の階層については、市町村民税の額をもって決定いたします。市町村民税の額の決定は毎年6月となるため、直近の所得の状況を反映させる観点から、年度の途中において保育料の変更（見直し）を行います。
4月から8月分保育料 前年度分の市町村民税額にて決定します。
9月から3月分保育料 当年度分の市町村民税額にて決定します。
- ② 保育料は、入園児童の直系血族（父母、祖父母。ただし、世帯の生計が父母の収入により成り立っていると認められる場合においては、祖父母は加算しません。）の市町村民税額により決定します。
なお、同時入園する2人目の児童に係る通常保育料については、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額となります。また、世帯における第3子以降の児童に係る通常保育料については、申請により無料とします。
- ③ この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施がされた年度の4月1日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなします。
- ④ 年収360万円未満相当の世帯については、第1子の年齢に関係なく第2子の保育料を半額とし、第3子以降は無料とします。なお、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯等については第1子を半額とし、第2子より無料とします。
- ⑤ 市町村民税所得割額は、配当控除、寄付金税額控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除及び特別減税前の税額を適用します。
- ⑥ この保育料基準額表は改正される場合があります。

◎教育・保育給付認定申請について

施設を利用する（給付を受ける）には、本巢市に教育・保育給付認定申請書を提出し、「教育・保育給付認定（保育の必要性や必要量の認定）」を受ける必要があります。

<保育の必要性>

2号認定または3号認定を希望する場合、①の事由のいずれかに該当する必要があります。①の事由の状況に基づき、②の保育必要量を決定し、①の事由及び③の優先利用事項の該当の有無により、施設の利用調整を行います。

| ①事由 | ②保育必要量 | ③優先利用 |
|---|--|------------------------|
| 1 就労（月60時間以上） | 1 保育標準時間 （1日11時間 までの利用 に対応する もの） | 1 ひとり親家庭 |
| 2 妊娠・出産 | | 2 生活保護世帯 |
| 3 保護者の疾病・障がい | | 3 生計中心者の失業により就業の必要性が高い |
| 4 同居親族の介護・看護 | | 4 虐待やDVのおそれがある |
| 5 災害復旧 | | 5 子どもが障害を有する |
| 6 求職活動（起業準備） | | 6 育児休業明け |
| 7 就学 | | 7 兄弟姉妹が同一の保育園等の利用を希望 |
| 8 虐待やDVのおそれがある | 2 保育短時間 （1日8時間 までの利用 に対応する もの） | 8 翌年度継続入園希望の在園児 |
| 9 育児休業取得時に、既に保育 を利用しており、引き続き利 用が必要である | | 9 小規模保育事業等の卒園児童 |

<教育・保育給付認定の区分>

| 年齢 | 保育の必要性 | 認定区分 | 利用できる施設・事業 |
|------|--------|-----------------------------|--------------------------|
| 3歳以上 | なし | 1号認定（教育標準時間） | 幼稚園 認定こども園 |
| | あり | 2号認定（保育標準時間） 2号認定（保育短時間） | 保育園 認定こども園 |
| 3歳未満 | なし | 認定対象外 | — |
| | あり | 3号認定（保育標準時間） 3号認定（保育短時間） | 保育園 認定こども園 地域型保育事業 |

<教育・保育給付認定（有効）期間>

| 年齢 | 認定期間 |
|------|------------------------|
| 3歳以上 | 3年（小学校就学前まで）を基本期間とします。 |
| 3歳未満 | 満3歳に達する日の前日までの期間とします。 |